

## 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する

### 1. 委託業務名

サイクルツーリズム推進モデルルート活用促進アプリ開発業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3. 事業趣旨・目的

埼玉県では、第2次埼玉県自転車活用推進計画を策定し、自転車を活用した観光振興、地域活性化、地域観光の多様化等を図るため、サイクルツーリズムの促進に向けた検討を進めている。

県内では2つのサイクルツーリズム推進モデルルートが設定されており、サイクルルートやサイクルサポートステーション、ルート周辺の観光情報等を発信できるスマートフォンアプリ（以下「本件アプリ」という）を開発・運用することにより県内外の多くの方に本件アプリを活用いただき、地域公共交通の利用や観光・地域振興の促進につなげていく。

また、本件アプリを活用したデジタルスタンプラリー等の取組を行うことにより、地域の魅力発信や観光誘客の促進を図る。

### 4. 委託内容

#### (1) 全体

以下に定める仕様に基づき本件アプリを作成するとともに、「3. 事業趣旨・目的」を達成できるよう、効果的な情報発信を行う。

また、サイクルスポットを訪れることでポイントやスタンプ等が貯まるデジタルスタンプラリーを本件アプリ内の機能の一つとして実装し、より多くの人が現地観光を訪れるような取組を行う。

これらの取組がより効果的になるよう、提案者独自の提案を行う。

#### (2) 本件アプリの制作・運用

##### ア 概要

##### ①形式

スマートフォンアプリであること。

##### ②対応 OS

リリース時点の最新 OS で動作できること。

##### ③メンテナンス及びセキュリティ要件

- ・ メンテナンスに係る手間、費用が少ないこと。

- ・サイトの更新作業において、新規ページ作成、修正時は一時保存できることとし、テストページが表示できること。
- ・個人情報やユーザー情報を含むデータ又はデータベースについては、暗号化した上で適切に管理すること。
- ・ウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを常に更新すること。
- ・アクセスログを過去1年間以上保存可能とし、定期的に確認すること。

#### ④サーバ要件

- ・サーバは県庁外に置くこと。クラウドサーバを活用することも可能であること。
- ・使用するサーバについて、ウイルス対策ソフトウェアの導入など必要なセキュリティ対策を実施すること。
- ・ドメイン料金やサーバの運用費用は本業務委託契約に含まれること。
- ・サイトデータのバックアップを、非常時の復旧に備え適切に取得すること。
- ・クラウドサービスを利用するに当たっては、以下の要件を満たすこと。
  - a 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されているサービスを利用すること。提案時には登録状況の証明等も必ず提出すること。非登録サービスを提案する場合は、ISMAP評価と同等であることを受注者にて証明すること。
  - b 不正アクセスを検知及び防御するための、WAF、IPS等のセキュリティ対策を実施していること。また、DDOS等のサービス不能攻撃を防止（緩和）するため、CDNを設けること。
  - c IDとパスワードによる認証要素以外にも対応した、多要素認証ができることが望ましいこと。
  - d 受注者が、サイト閉鎖時にデータの消去完了を明記した証明書を提出できるクラウドサービスを選定すること。
  - e 暗号化鍵をクラウドサービス上で適切に管理し、第三者による復号を防御すること。
  - f クラウドサービスは、日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが管理され、日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスにすること。
  - g 通信の不正傍受による漏洩を防ぐため、SSL/TLSによる安全な接続を行うこと。TLSはVer1.2以上を利用すること。
  - h グローバルにサービスを展開している場合でも、障害を局地的に限定できる構成になっていること。
  - i 過去1年以上の障害情報を公開していること。

#### ⑤デザイン

- ・写真を印象的に使用することや効果的な配色により、自転車に乗りたくなるようなビジュアルとすること。
- ・視認性及び操作性においてスマートフォンでの利便性を第一に考えること。
- ・スマートフォンやタブレットでの利用を意識したレスポンシブデザインとすること。

- ・利便性確保のため、閲覧時の通信量に十分留意すること。
- ・ウェブアクセシビリティに配慮すること。

## イ 機能

### ①特設コンテンツ構築

#### (ア) コース一覧、スタンプラリーへの導線設置

県が作成したサイクリングコース、および県が主催するサイクリングスタンプラリーをアプリ内のコンテンツとして一画面内で見られるようにすること。

#### (イ) 指定の Web サイト、SNS への導線設置

県が指定する Web サイト、および各 SNS へ遷移するリンク先を、上記と同一の画面内で見られるようにすること。

#### (ウ) カテゴリ検索導線設置

県が別途指定する項目（ジャンル、区分）で、あらかじめ県が用意したリストに含まれる施設等が一覧で表示、検索できるようにすること。

### ②コース掲載

#### (ア) コース掲載

県が作成したサイクリングコース 2 本について、概要および詳細情報をアプリ内で見られるようにすること

#### (イ) 音声ナビゲーション機能の無料開放

本コースの走行に際し、無料で音声案内できるようにすること。

#### (ウ) コース上のおすすめ立ち寄りスポットの掲載

本コース上、あるいはその周辺のスポットの情報を 1 コースにつき 10 箇所程度掲載すること。

### ③スタンプラリー実施

#### (ア) イベント概要掲載

県が主催するサイクリングスタンプラリー情報を掲載し、希望者が当該アプリ内で参加できるようにすること。

#### (イ) スタンプスポット設定、掲載（30 箇所程度）

参加者がスタンプスポットを確認できるようにすること。写真やスタンプスポットを紹介文などで分かりやすく表示すること。また、スタンプの獲得は GPS を活用し、紙の台紙などは用いず、アプリ内で参加者自身の手でスタンプを押せるようにすること。

スタンプラリー実施期間内(3ヶ月程度)であれば、アプリのアンインストールやアプリデータの削除をしない限り、前回実施した状態から再開できるようにすること。詳細な仕組みについては、契約後発注者と協議の上、実装すること。

#### (ウ) 達成時の報償

あらかじめ規定されたスタンプ獲得数に応じて、例えば記念品に応募できる機能やデジタルクーポンを発行する機能等を有すること。また、記念品への応募時に、応募者の属性やスタンプラリーへの意見などを収集できるようにすること。報償内容や実施方針の

詳細については、契約後発注者と協議の上実装すること。

(エ) スタンプスポットまでの音声ナビゲーション無料開放

各スタンプスポットまでの音声ナビゲーションが無料で利用できる機能を有すること。

④サイクルトレイン・バス 情報掲載

(ア) 県が指定した鉄道会社、バス会社が運行する「サイクルトレイン」「サイクルバス」に関して、地図画面上から確認できるようにし、また乗降対応している駅や料金、乗り方の案内などがアプリ内で確認できるようにすること

⑤分析用ダッシュボード

(ア) アプリから取得されたログデータ、GPS データなどを用いて、県内をサイクリングしたユーザーの動向調査ができるツールを用意し、特定の県職員が閲覧・施策検討に活用できるようにすること

ウ その他

①本件アプリの公開は、令和8年10月までに行うことを基本とする。

②マイページ

(ア) ログイン機能

ログイン機能を有し、スタンプ情報等を管理できること。また自動ログイン機能を有していること。

ユーザーの登録に当たっては、次の情報の取得を想定していること。

・必須項目：メールアドレス (ID)、パスワード※、ニックネーム、  
居住地 (〇〇県××市)、出生年

・任意項目：性別

※アルファベット、数字、記号を各々1文字以上含む10文字以上であること。

(イ) サイクル履歴及びスタンプ履歴情報

サイクル履歴及びスタンプ履歴を表示すること。

(ウ) パスワード再発行機能

パスワード不明者に対し、パスワードを再発行すること。

④管理者機能

(ア) データ抽出

管理者においてメールアドレス、パスワード、ニックネーム以外のユーザーデータ (デジタルスタンプラリーに関するものを含む。) 等の情報を CSV 等により抽出できること。

(イ) 管理ユーザー別作業範囲の指定

管理者別に作業できる範囲を指定できるようにすること。

エ 保守・運用

①問い合わせ対応

問い合わせ窓口 (メール等) を設け、本件アプリ不具合等に対応すること。

(3) 運営体制・その他

ア 全体

本件アプリを制作及び運用するにあたり、発注者と綿密な連絡調整を行える組織体制を準備すること。

#### イ 打合せ等

連絡調整及び企画を検討するための打合せを下記の区切りにおいて実施すること。(オンラインも可)。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ (3回)
- (3) 業務完了時

打合せ記録簿の整理は、受注者が速やかに行い、監督職員に提出すること。また、受注者は業務の途中において監督職員より資料作成及び提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。上記打合せ回数に過不足がある場合は、随時監督職員と協議し実施するものとする。

#### ウ スケジュール

契約後速やかに、全体スケジュールを提出すること。全体スケジュールは必要に応じて適宜修正を行うこと。

#### エ 提案内容

提案内容は、契約締結時に修正する可能性があること。また、業務実施の過程で、提案した内容の一部を修正すること及び提案した内容以外のものを発注者と受注者で協議の上、追加する可能性があること。

### (5) 委託業務実施にあたっての留意事項

#### ア 業務上の情報の取扱い

##### ① 業務上知り得たもの

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

#### イ 個人情報の取得・保護・管理等

① 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。

② 受注者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修等を実施するなど認識を徹底すること。

③ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について直ちに報告すること。

#### ウ 成果物に関する権利の帰属

① 受注者は、本業務に係る記事、動画、写真等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。

② 受注者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を

処理すること。

- ③ 受注者は、発注者に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(6) 成果品の提出

- ・業務報告書(A4) 1式
- ・業務報告書の電子データ (DVD-R 等) 1式
- ・打合せ記録簿
- ・その他事業実施で使用した資料で保存しておくことが望ましいもの 1式
- ・その他監督職員が必要と認めたもの 1式

また、電子ファイルの成果物はウイルスチェックを行い、安全であることを確認した上で、電子メールやファイル送信システム等により以下、【連絡先】へ納品すること。その他の納品物については、業務計画書作成時に協議の上で決定する。

**【連絡先】**

埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 政策担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-1-5-1

電話：048-830-5018 (直通)

E-mail：a5250-05@pref.saitama.lg.jp